

寒川町告示第 128 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道路線区域の一部を変更し供用を開始する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、平成 28 年 12 月 28 日から平成 29 年 1 月 18 日まで縦覧に供する。

変更前

路線番号	路線名	起終点	幅員(m)	延長(m)
05017	岡田 17 号線	岡田 311 番 2 地先 岡田 981 番 3 地先	4.90~8.10	557.90

変更後

路線番号	路線名	起終点	幅員(m)	延長(m)
05017	岡田 17 号線	岡田 350 番 8 地先 岡田 981 番 3 地先	7.30~ 10.00	627.20

区域変更及び供用開始年月日 平成 28 年 12 月 28 日

平成 28 年 12 月 28 日

寒川町長 木村俊雄